

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(独立計画課)

1

規則

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を「」に改める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県 公 報

○宮城県警察法第四十七号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則(昭和三十四年宮城県警察法第三十七号)の一部を改正する規則を「」に改める。

平成二十二年三月三十一日

「備考 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。」

「備考

1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

2 許可をするに当たり、又は許可をした後に、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例(平成二十一年宮城県条例第八十号)第四十条第一項又は第三項の規定により、この申請に係る行為が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。

3 許可をした後に当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第三十三条第三項の規定により、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る行為の停止を命じます。」

に改める。

様式第四号中

備考

を

参 考	

備考

1 許可をするに当たり、又は許可をした後に、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例(平成二十一年宮城県条例第八十号)第四十条第一項の規定により、この申請に係る有料公園施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。

2 許可をした後に当該許可に係る有料公園施設の利用が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第三十三条第三項の規定により、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る有料公園施設の利用の停止を命じます。」

「備考

次に掲げる書類を添付すること。

- 設計書、仕様書、位置図及び平面図
- 使用する敷地の面積を算出した図面
- 建築物又は工作物を設置する場合は、構造図、立面図及び側面図
- 土地の形状を変更するもの又は工作物等を地下に設置する場合は、縦断面図、横断面図及び構造図

「備考

次に掲げる書類を添付すること。

- 設計書、仕様書、位置図及び平面図
 - 使用する敷地の面積を算出した図面
 - 建築物又は工作物を設置する場合は、構造図、立面図及び側面図
 - 土地の形状を変更するもの又は工作物等を地下に設置する場合は、縦断面図、横断面図及び構造図
- 2 許可をするに当たり、又は許可をした後に、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例(平成二十一年宮城県条例第八十号)第四十条第一項の規定により、この申請に係る公園の占用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に申請者の住所、

氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことが
あります。
3 許可をした後に当該許可に係る公園の占有が暴力団の利益となる占有に該当することが
明らかになった場合は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条
第3項の規定により、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公園の占有の停止を命じ
ます。

記載の№。

様式第八号中

変更する理由	事務所 受付	
--------	-----------	--

を

変更する理由	事務所 受付	
--------	-----------	--

備考

- 1 許可をするに当たり、又は許可をした後に、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制
限に関する条例（平成21年宮城県条例第81号）第4条第1項の規定により、この申請に係
る公園の占有が暴力団の利益となるかどうかについて 宮城県警察本部長に申請者の住所、
氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことが
あります。
- 2 許可をした後に当該許可に係る公園の占有が暴力団の利益となる占有に該当することが
明らかになった場合は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条
第3項の規定により、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公園の占有の停止を命じ
ます。

記載の№。

印 画

この票面は、平成二十二年四月一日から施行される。